

公 安 委 員 会	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案について	令和7年12月4日
説明資料No. 1		長 官 官 房

1 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の改正

(1) 概要

「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月デジタル臨時行政調査会決定）を踏まえた規制の見直しを推進するため、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号。以下「改正法」という。）が成立。令和5年6月16日公布。

(2) 改正概要（警察庁関係）

ア 書面の掲示等を義務付けている規制の見直し（施行済み）

認定等を受けたことを示す書面を営業所に掲示することを義務付けている法律の規制について、原則として、書面の掲示に加えて、インターネットでの表示も義務付けることとされた。

イ 公示送達の方法の見直し（今回施行期日を決定）

公示送達（行政機関が私人に通知等を行うに当たり、その者の所在が不明である場合等に、一定期間、公示事項を掲示板に掲示（公示）することで到達したとみなす制度）について、庁舎に設置した電子計算機の映像面への表示を認め、掲示板に掲示し、又は当該映像面への表示を行うとともに、インターネット等より不特定多数の者が閲覧できる状態に置くことにより行うこととされた。

2 デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案

(1) 概要

上記1(2)イの部分については、改正法において公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされているところ、当該部分の施行期日を令和8年5月21日と定める。

※ 上記1(2)アの部分については、改正法において公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行するとされており、令和6年4月1日に施行済み

(2) 今後の予定

閣議決定 令和7年12月12日（警察庁を含む関係省庁による共同請議）

公 安 委 員 会 説明資料No. 2	令 和 6 年 度 犯 罪 被 害 者 等 施 策 (犯罪被害者白書) (案) に つ い て	令和7年12月4日 長 官 官 房
------------------------	--	----------------------

1 犯罪被害者白書について

犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、毎年、国会に提出している法定白書（今年で20回目。国家公安委員会・警察庁としては10回目）。政府による犯罪被害者等施策の進捗状況について記載。

2 構成について

(1) 年次報告

第4次犯罪被害者等基本計画に盛り込まれた具体的施策の進捗状況

- 第1章 損害回復・経済的支援等への取組(2頁～)
- 第2章 精神的・身体的被害の回復・防止への取組(24頁～)
- 第3章 刑事手続への関与拡充への取組(62頁～)
- 第4章 支援等のための体制整備への取組(78頁～)
- 第5章 国民の理解の増進と配慮・協力の確保への取組(130頁～)

(2) トピックス

- 犯罪被害者等支援を目的とした条例等の制定状況(79頁)
- 地方におけるワンストップサービスの実現に向けた取組(87頁)
- ポータルサイト「ギュっとCH（チャンネル）」の新設について
(114頁) 等

(3) 基礎資料

犯罪被害者等基本法、第4次犯罪被害者等基本計画、令和5年6月6日犯罪被害者等施策推進会議決定、犯罪被害者等施策関係予算、地方公共団体の取組状況、犯罪被害者等に関する相談先一覧 等

3 今後の予定について

令和7年12月12日 閣議決定・国会提出

公 安 委 員 会	「犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則の一部を改正する命令案」に対する意見の募集について	令和7年12月4日
説明資料No. 3		刑 事 局

1 概要

「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和7年6月13日閣議決定）、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（令和7年4月22日犯罪対策閣僚会議決定）等を踏まえた標記規則の改正案について、意見公募手続を実施するもの。

2 改正の概要

対面での本人確認方法について、以下のとおり見直し。

- ① 写真付き本人確認書類の提示を受ける現行の方法につき、対象書類をICチップ付きのもの（※1）に限定するとともに、当該ICチップの情報の読み取り（※2）を必須とする（※3）。（※1）マイナンバーカード、運転免許証、在留カード、日本国旅券等を想定。（※2）デジタル庁提供のマイナンバーカード用アプリや民間のツールの活用を想定。（※3）本人限定受取郵便を用いる方法においても同様に措置。
- ② 写真なし本人確認書類の提示を受け、かつ、取引関係文書を転送不要郵便物等として送付等する現行の方法につき、対象書類の変更（※）を行うとともに、ICチップ付きの書類の提示を受ける場合はICチップ情報の読み取りを必須とする。（※）ICチップがない写真付き本人確認書類（身体障害者手帳等）、偽造・改ざん対策が施された写真なし本人確認書類（住民票の写し等）、ICチップがある写真なし本人確認書類（16歳未満の在留カード等）に限定。
- ③ 上記方法が実施困難である非居住外国人等については、写真付き本人確認書類を提示させることとする（※）。（※）特定事業者において、顧客等が非居住外国人等であることを確認することが前提となる。

3 今後の予定

意見公募手続：令和7年12月5日から令和8年1月3日まで
施 行 期 日：令和9年4月1日

公 安 委 員 会	第93回国際刑事警察機構(ICPO)	令 和 7 年 12 月 4 日
説明資料No. 4	総会の開催結果について	刑 事 局

1 I C P O 総会について

I C P O の最高の意思決定機関であり、各加盟国の代表によって組織され、年1回開催される。総会における主な議題は次のとおり。

- 執行委員会構成員（総裁、副総裁及び執行委員）の選出
- 執行委員会が選出した I C P O 事務総長候補の信任
- 予算の承認
- 規則の制定

2 開催日及び場所

日 程：令和7年11月24日（月）から11月27日（木）までの4日間

場 所：モロッコ王国（マラケシュ）

出席者：長官官房審議官（国際担当）、国際捜査管理官等

3 会議の概要

（1） 執行委員会選挙

ア 小笠原長官官房審議官（国際担当）が執行委員に当選した。

イ 選挙後の新たな執行委員会の体制は次のとおり。

ポスト	地 域	国 名
総 裁	ヨーロッパ	フランス（新）
副総裁	アジア アフリカ アメリカ	中国（新） モロッコ 米国
執行委員	アジア アフリカ アメリカ ヨーロッパ	日本（新）、カタール チュニジア（新）、ケニア（新） アルゼンチン、カナダ イタリア（新）、ドイツ、トルコ

（2） I C P O の財政

- 2026年予算
- 各国分担金の決定

公安委員会	証券会社に対する不正アクセスを利用した 金融商品取引法違反事件の被疑者の検挙について	令和7年12月4日 サイバー警察局
説明資料No. 5		

1 被疑者の逮捕

証券口座に係る不正アクセス、不正売買による相場操縦事犯について、警視庁・関東管区警察局等の1管区10都府県警察合同捜査本部による所要の捜査の結果、11月28日（金）、関係被疑者2名を不正アクセス禁止法違反及び金融商品取引法違反で逮捕した。

2 本事案の概要

- 本件犯行の手口は、被疑者等が、氏名不詳者と共に謀の上、
 - ・ 被疑者が管理する証券口座を用いて、相場操縦の対象となる株を購入
 - ・ 正規の利用権者がいる証券口座に不正アクセスし、利用権者保有の株を売却するなどして確保した余力資金を用い、対象株を大量に購入することで株価を上昇
 - ・ そのタイミングで被疑者が保有していた対象株を売却するとともに、同様に不正アクセスして対象株を購入し取引を成立させることで、購入額と売却額の差額を利益として得るというもの
- 被疑者等は、本年3月、氏名不詳者と共に謀の上、上記の手口で約900万円の利益を不正に得たもの

3 今後の方針

被疑者らの取調べ、押収した証拠品の精査及び暗号資産追跡等により、本件犯行の実態解明を推進する。